平成２５年（フ）第３６９号
山梨県笛吹市御坂町井之上1055－２　有野荘、住民票上の住所山梨県山梨市上神内川608番地の１
債務者　遠藤　光人
１　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７２号
山梨県甲府市大里町2473番地１　ベルエール田中101
債務者　小林　貴幸
１　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８９号
岐阜県可児市今渡2599番地１
債務者　安積サツミ
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１７９号
三重県四日市市大字塩浜4226番地５
債務者　山田　初年
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
三重県四日市市諏訪町13番３号　新道薬局
債務者　水谷　友美
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
三重県四日市市笹川８－45－１　第10号棟第115号室、住民票上の住所三重県四日市市笹川９丁目15番地15　公団114－404
債務者　青山　義弘
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
三重県三重郡菰野町大字菰野2553番地１　ラ・ポールＡ－２Ｂ
債務者　友定　佑貴
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
三重県四日市市大治田２丁目10番21号
債務者　藤本　俊明
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
三重県四日市市大治田２丁目10番21号
債務者　藤本　千春
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
三重県四日市市釆女町906番地１、前住所三重県津市西古河町22番19号　メゾン西古河202
債務者　橘川志穂美（旧姓稲垣）
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
三重県四日市市智積町824番地１　ビューティフルライフＡ、前住所三重県三重郡菰野町大羽根園柴垣町５番地13
債務者　北出　慶一
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
三重県南牟婁郡紀宝町井田2436－１　ＤＭコーポ５号、住民票上の住所三重県熊野市井戸町61番地
債務者　辻野　裕子
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第４８号
滋賀県長浜市八島町1582番地
債務者　草野　早乃
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１０３２号
京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地１　烏丸ビル３階　弁護士法人古家野法律事務所、住民票上の住所大阪府豊能郡豊能町野間口305番地
債務者　水野紀美子
１　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４２号
京都市南区西九条大国町３番地１　ノアーズアーク東寺302
債務者　宮﨑　洋昭
１　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５４３号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目38番18号
債務者　西川　勇一（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６４２号
兵庫県西宮市川西町10番15号　クライネ・ブルーメ101号
債務者　林　　泰利
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係